

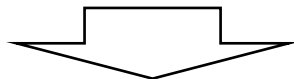
令和7年度の改正点

1 設備投資促進資金の見直し

- 融資対象者要件の見直しを行い、「人手の省力化」「シニア・女性・障害者等の職場環境の整備、活躍の場の拡大」「DXの推進」の3要件を統合し、【人手不足対応特例】を創設します。
- 「カーボンニュートラルの実現」要件の名称の見直し、「省エネ・創エネにつながる設備投資」に名称を変更します。
- 「省エネ・創エネにつながる設備投資」要件及び「事業再構築の推進」要件に対する金利優遇の見直しを行います。
- 事業再構築の推進要件の対象となる補助金の見直しを行います。

<現 状>

融資対象者	次のア～オのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア 人手不足の解消又は緩和のために、人手の省力化につながる設備投資を行う者 イ シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備や、活躍の場を拡大するために設備投資を行う者 ウ カーボンニュートラルの実現につながる設備投資を行う者 エ DXの推進のための設備投資を行う者 オ 事業再構築の推進のため補助金（*）を受けて設備投資を行う者 *「補助金」 次の（ア）又は（イ）に掲げるものに限る （ア）「中小企業等事業再構築促進補助金」経済産業省の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （イ）「埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金」埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金又は埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金
利 率	融資対象者1ア又はイの場合 年1. 3～1. 7%以内 融資対象者1ウ～オの場合 年1. 2～1. 6%以内



<令和7年4月～>

融資対象者	次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア <u>人手不足の解消又は緩和のための設備投資を行う者【人手不足応援特例】</u> イ <u>省エネ・創エネにつながる設備投資</u> を行う者 ウ <u>事業再構築の推進のため補助金を受けて設備投資を行う者</u> *「補助金」 次の（ア）から（ウ）に掲げるものに限る （ア）「 <u>中小企業新事業進出補助金</u> 」経済産業省の <u>中小企業新事業進出補助金</u> の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （イ）「中小企業等事業再構築促進補助金」経済産業省の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けた補助事業者に対する補助金 （ウ） <u>その他知事が認める補助金</u>
利 率	融資対象者アの場合 <u>年1. 2～1. 6%以内</u> 融資対象者イ及びウの場合 <u>年1. 3～1. 7%以内</u>

2 経営あんしん資金【物価高騰特例】の創設

- 物価高騰、人件費の上昇により利益率が減少している事業者向けに経営あんしん資金【物価高騰特例】を創設します。

■融資条件等

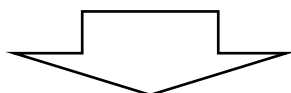
融資対象者	中小企業者等又は中小企業組合で、物価高騰または人件費の上昇の影響を受けており、次のア～カのいずれかに該当すること。 ア 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 イ 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者 エ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者 オ 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者 カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
融資限度額	運転 8,000万円
融資利率	年1.2～1.4%以内（利子補給率0.6%）
融資期間	1年超10年以内（据置1年以内）
保証料率	年0.45%～1.64%以内（9区分） ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。
受付機関	商工会議所・商工会等

3 経営あんしん資金の対象者要件の見直し

- 融資対象者要件の見直しを行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とする要件の緩和措置を廃止します。

<現 状>

融資対象者	次のア～オのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア 【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少している者 イ 【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者 ウ 【売上等減少】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月（原則として申込月の直近1か月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少している者 エ 【売上等減少見込み】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今後1か月（原則として申込月の翌月）の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去5年のうちいずれかの同月と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者 オ 【創業後1年未満・事業拡大等】最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率を前年同月と比較することが困難であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて最近1か月の売上高、売上総利益率又は営業利益率が最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率と比較して減少している者
-------	---



<令和7年4月～>

融資対象者	次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 ア 【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が<u>前年同期</u>と比較して減少している者 イ 【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が<u>前年同期</u>と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である <u>ウ～オ（廃止）</u>
-------	---

4 経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】の取扱終了

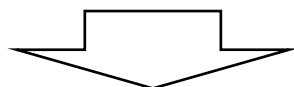
- 令和7年3月31日融資実行分を以て、経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】の取扱いを終了します。

5 企業パワーアップ資金の見直し

- 融資対象者に求償権消滅保証を利用し事業再生を図ろうとする者を追加しました。

<現 状>

融資対象者	次の①～④のいずれかに該当すること。 ① 彩の国中小企業支援ネットワーク ② 埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者 ③ 「二期連続経常赤字」又は「債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ④ 「二期連続実質赤字」又は「実質債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの
保 証 料	年0.45%～1.59%以内 ※セーフティネットの認定を取得した場合（経営安定関連保証を利用） 1～4, 6号：年0.80%以内 5, 7, 8号：年0.68%以内 ※危機関連保証に係る認定を取得した場合：年0.80%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。
必 要 書 類	1 基本書類 2 本資金の利用に係る必要書類 (1)要件①～④の場合 経営改善計画書（企業パワーアップ資金）（様式23） (2)セーフティネット保証又は危機関連保証にかかる認定書（市町村長発行のもの） 【経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合のみ必要】



<令和7年4月～>

融資対象者	次の①～④のいずれかに該当すること。 ① 彩の国中小企業支援ネットワーク ② 埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者 ③ 「二期連続経常赤字」又は「債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ④ 「二期連続実質赤字」又は「実質債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの ⑤ 制度融資に係る求償債務を有する者で、保証協会の求償権消滅保証を利用し事業再生を図ろうとする者（経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合を除く）
保 証 料	年0.45%～1.59%以内 ※セーフティネットの認定を取得した場合（経営安定関連保証を利用） 1～4, 6号：年0.80%以内 5, 7, 8号：年0.68%以内 ※危機関連保証に係る認定を取得した場合：年0.80%以内 ※求償権消滅保証を利用する場合 年0.50%～1.84%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。
必 要 書 類	1 基本書類 2 本資金の利用に係る必要書類 (1)要件①～④の場合 経営改善計画書（企業パワーアップ資金）（様式23） (2)要件⑤の場合 保証協会が提出書類として定める再生計画等 (3)セーフティネット保証又は危機関連保証にかかる認定書（市町村長発行のもの） 【経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合のみ必要】

6 融資利率の変更について

■運用についての注意事項

- 令和7年度4月1日以降、事業資金（短期貸付）の融資利率が変更となります。
 - 制度融資の手引に記載の制度融資一覧表等を御参照の上、適切な運用をお願いします。
-
- 融資利率の適用は融資実行時で判断します。令和7年3月31日以前に受付を行った案件であっても令和7年4月1日以降に融資実行する場合には、令和7年4月1日以降の融資利率が適用されます。

7 様式の変更

- ・ 資金メニューの見直しによる変更等に伴う様式の改正をしました。
- ・ 改正後の様式については、県 HP「県指定様式集」ページをご確認ください。

※ 原則として、ホームページに掲載している様式を御利用ください。それ以前の様式については、改正内容に影響のない範囲であれば使用可能です。